コンビニ交付サービスに関するＱ＆Ａ

Q．通知カードでコンビニ交付サービスを利用できますか？

Ａ．通知カード（マイナンバーを確認するための紙カード）では、コンビニ交付サービスをご利用いただくことはできません。コンビニ交付サービスの利用には、マイナンバーカードが必要です。

Q．個人情報は守られますか？

Ａ．請求者ご自身がマルチコピー機のタッチパネルを操作して、申請から証明書の受領まで行います。また、証明書の印刷後は、マルチコピー機の証明書データを完全に消去するなど安全対策を行っております。

Q．タッチパネルを押し間違えて、必要な項目が入っていない証明書が出てきました。差し替えをしてもらえますか？

Ａ．証明書の差し替えや返金はできません。タッチパネルの内容をよくご確認の上、操作していただきますようお願いします。

Q．暗証番号を忘れてしまい、ロックがかかり利用できなくなりました。どうしたらいいですか？

Ａ．暗証番号を３回連続で間違えると、ロックがかかりコンビニ交付サービスの利用ができなくなります。市役所市民課及び最寄りの市民局（峰山を除く）で暗証番号の再設定を行ってください。再設定には、マイナンバーカードの他、運転免許証等の身分証明書が必要です。

【課税証明（所得証明）書について】

Q．過去の年度分の課税証明（所得証明）書は取れますか？

Ａ．最新年度分及び過去４年間の課税証明（所得証明）書が発行されますので必要な年度分を取得してください。

Q．自分自身の収入が無く、親族の扶養に入っているため、申告はしていませんが、課税証明書は取れますか？

Ａ．申告書などの課税資料の提出をされている方のみ取得できます。課税資料の提出が無い場合は、窓口で住民税の申告後、市役所での発行となります。

Q．最近、他市から京丹後市に引っ越してきたのですが、課税証明（所得証明）書は取れますか？

Ａ.住民税は１月１日に住民登録のある市町村で課税されます。１月１日時点で京丹後市に住民票がある場合は、その年の６月以降に課税証明（所得証明）書の取得が可能になります。なお、１日１日時点、京丹後市に住民登録がない場合は、転入前の市町村での取得になります。

（詳しくは、転入前の市町村にお問合せください。）

Q．申告して間もない場合や税額が変更となった場合どうなりますか？

Ａ.税額の決定又は変更の通知書が発送された日以降が最新の課税証明（所得証明）書の額となります。それまでは変更前の額が最新となります。